

鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針

～新しい時代の学校のあり方を考える～

令和3年3月

鳥取市教育委員会

目次

はじめに	1
I 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針の考え方	2
II 教育を取り巻く現状と課題	4
III 本市における学校適正規模・適正配置の基準	11
IV ブロックの区分とブロックごとの学校数の目安	14
V 適正規模・適正配置の実現に向けた今後の取り組みについて	22
未来を担う子どもたちのために	26

はじめに

本市では「鳥取市総合計画」に示されるめざす将来像である「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を教育の分野から実現するものとして、令和3年3月に「鳥取市教育大綱」を策定しました。これに基づきふるさとを思い、志をもつ人づくりを進めるために、様々な教育施策を体系的、計画的に進めています。なかでも、小・中学校の適正配置については、子どもたちの教育環境はもとより、市民の皆さんに関わる重要な課題です。

このような中、有識者等で構成された「第14期校区審議会」から令和2年10月に提出いただいた「鳥取市立学校の配置及び校区の設定について」（答申）を十分に尊重し、学校規模の適正化や適正配置に関する基本的な考え方や方向性を示した「素案」を公表しました。この素案をもとにパブリックコメントを実施するなど、広く市民のご意見もお伺いしながら検討を重ね、ここに「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針」を策定いたしました。

次代を担う子どもたちによりよい教育環境を整備することは、教育委員会の責務であり、大人社会の使命であります。これからの進める地域での協議においては、この基本方針をもとに、学校や地域の実情、保護者や地域住民のご意見を伺いながら、ひとりもひとりにしない学校づくりを進めていきたいと考えます。

小・中学校の学校規模の適正化や適正配置の実現に向け、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

鳥取市教育委員会
教育長 尾室 高志

I 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針の考え方

○未来を担う子どもたちのために、教育の機会均等や水準の維持・向上の視点を最優先します。

全国的に少子化が進み、本市においても小規模の学校が増えてきています。現在、本市では学校の規模が小さくてもその強みを生かして魅力ある学校づくりが行われていますが、今後は学校の小規模化がさらに進むことが考えられます。学校は地域の方にとっては様々な交流の拠点であり、緊急時の避難所でもありますので、そういった点での施設の維持は重要な視点ですが、それによって、子どもたちにとって、受けられる教育の形態や出会う友達の数、通学の安全性などに学校差が生じることは避けなければなりません。したがって、本基本方針では、子どもの数が減っても教育の水準がなるべく公平に維持されることを最優先とし、本市としての適正規模・適正配置の目安を示します。

○今後の学校のあり方については地域での責任ある議論を重視します。

広い鳥取市では地域ごとに交通事情、自治組織の形態、人口減少率等が様々であり、流動性もあります。また、本市には他の校区の児童・生徒であっても地域の特色や小規模のメリットを生かした教育が受けられるように、一定の条件のもとに入学や転学を認める「小規模校転入制度」もあり、小規模化のみを理由として一律に学校の統廃合を行うことは適切ではないと考えます。

したがってこの基本方針は、将来の学校数を決定したり、今後の具体的な学校統合の案や配置の案を示したりするものではありません。それぞれの地域での学校のあり方については、まずそれぞれの地域でのしっかりと将来を見据えた責任ある議論を行っていただき、その議論を踏まえて最終的に教育委員会で決定するものとします。

○第14期校区審議会の議論を踏まえて本市としての適正規模を設定します。

第14期校区審議会の議論を踏まえ、これからの時代にあった1学級あたりの人数（30人学級）をもとに1校あたりの学級数を設定し、教育環境の充実を図ります。

○おおむね20年後の姿を想定し、全ての地域で検討組織を立ち上げていただくための方針です。

学校は地域にとっても大切な施設ですので、児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもたちの保護者の声を重視しつつも、地域の方々と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な議論の上、学校のあり方を検討する必要があります。また、校区が再編されることになった場合でも、その時点で通学している子どもたちに負担が生じないよう移行期間を設ける必要もあります。

このように将来の学校のあり方について話し合い、なんらかの決定をするまでには、長い期間が必要となるため、20年後の子どもたちのために今から議論を開始していこうと考えています。

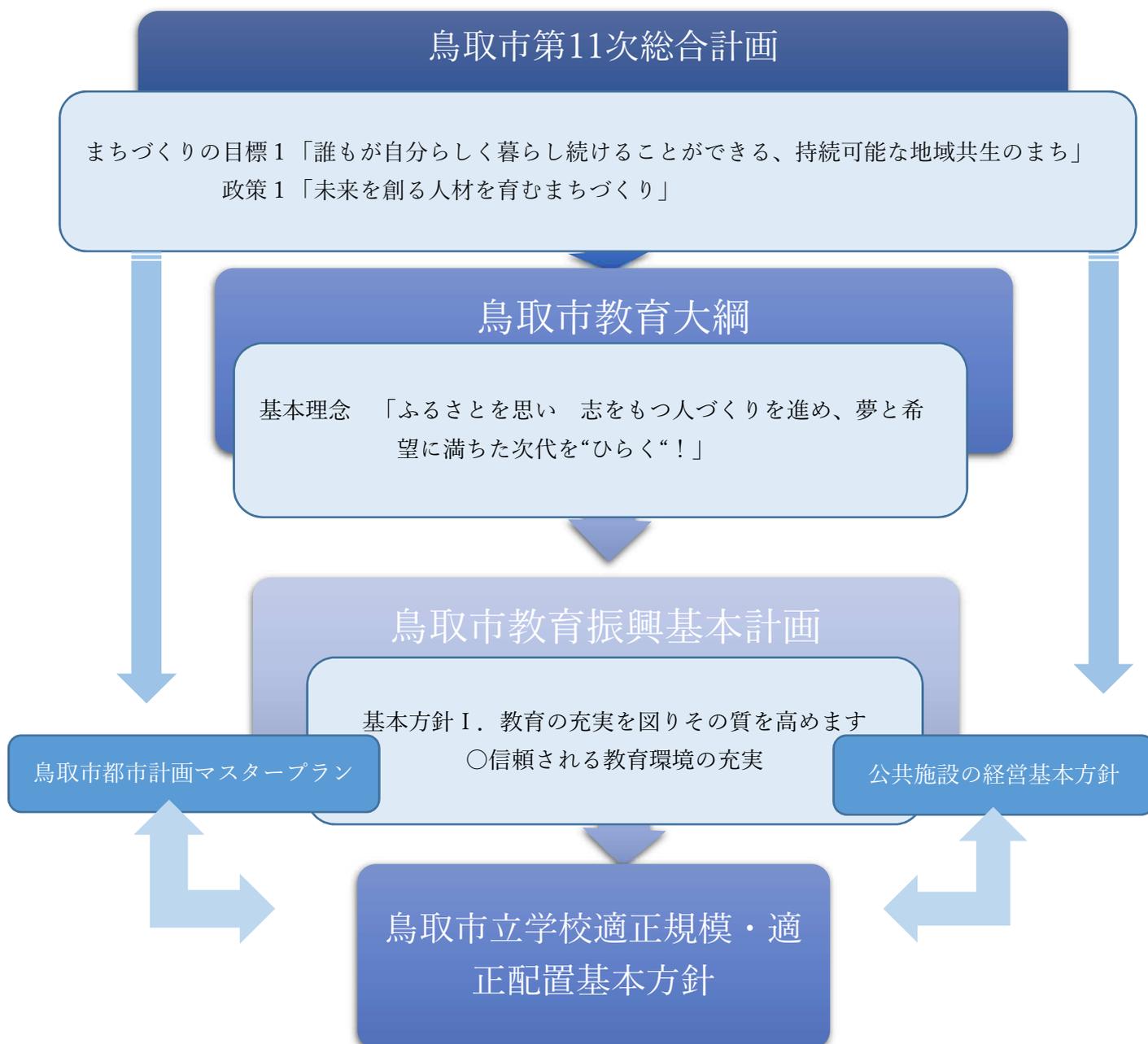
○鳥取市を5つのブロックに分けています。ブロック内の必要学校数は現時点での目安です。

地域での議論を開始するにあたって、ある程度の区分けが必要なことや、エリアにより人口の減少の度合いが違うことなどから、本市を5つのブロックに分けています。これにより、少子化による学校の小規模化など1つの学校で解決できない問題についても、ある程度生活圏が同じである校区で集まって議論を進めていただくことを目指しています。

基本方針の位置づけ

本市教育委員会は、下記の通り、「鳥取市第11次総合計画¹」に示されたまちづくりの目標の実現を教育分野からめざすものとして、教育振興基本計画を策定しています。今回の基本方針はその中においても「充実した教育環境の推進」に関わる重要な方針となります。

また、将来のまちづくりに関わる内容と密接に関係するため鳥取市都市計画マスタープラン²、公共施設再配置基本計画等との整合を取りながら、関係部局との連携の上進めていくことが大切と考えています。



¹ 「鳥取市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市勢振興の基本的方向を示すとともに、本市のめざす将来の都市像を明らかにするため、令和3～7年度の5年間に取り組む施策と指標（目標）策定するもの。

² 平成29年3月に策定された本市の都市構造や土地利用、都市建設の配置方針等の理念や方向性を示すもの。

II 教育を取り巻く現状と課題

1、これまでの経緯

本市では、校区に関する様々な課題が生じた際、教育委員会から個別の内容について学識経験者、地域代表、PTA代表、学校関係者代表等から構成される「校区審議会」に諮問し、答申をいただくという形をとってきました。しかしながら、今後は少子化の進行による学校の小規模化が市全体で進むことが明らかになり、現在の状況のまま推移すれば、「小規模校が市内に点在する」、「複式学級が増加する」「中学校では部活動がままならなくなったり、教員が複数の教科や学校を掛け持ちすることが増えたりする」などの問題が生じることが分かってきました。そこで、鳥取市教育委員会では、

(1) 早急に議論が必要な学校区のあり方について

(2) 鳥取市全域の中長期的な学校区のあり方について

の2点について、平成30年10月、第14期校区審議会に諮問しました。その後、2年間、計14回の審議を経て、この度の答申をいただきました。この答申は、学識経験者による現在の全国的な動向の精査や今後の児童生徒数推移の推計といった専門的見地と、PTAや地域の方の代表者による本市の実態に即した議論がまとめられたものです。また、新型コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた少人数指導にも触れられており、今後の本市がめざすべき教育について多角的に示唆をいただいております。

この答申について10月13日～11月24日にかけて市民の皆さんにご意見をいただきました。そのなかには、「学校は地域のシンボルである。小さくても地域の学校は残すべき」という意見がある一方、「早急に適正な規模の学校に通わせることが子どもの将来のためである」といった意見等もありました。また、少子高齢化による社会保障費の増大、人口急増期に整備してきた公共施設が一斉に老朽化の時期を迎えることなどから「施設の複合化を目指すべき」というご意見もありました。鳥取市教育委員会では、それらの意見も踏まえて、基本方針の素案を策定し、パブリックコメント³、素案の説明会を行い今回の基本方針策定に至りました。

【市民意見聴取のイメージ】



³ 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針（素案）に関する市民政策コメント（パブリックコメント）に対する市の考え方については資料編をご参照ください。

2、国の動向

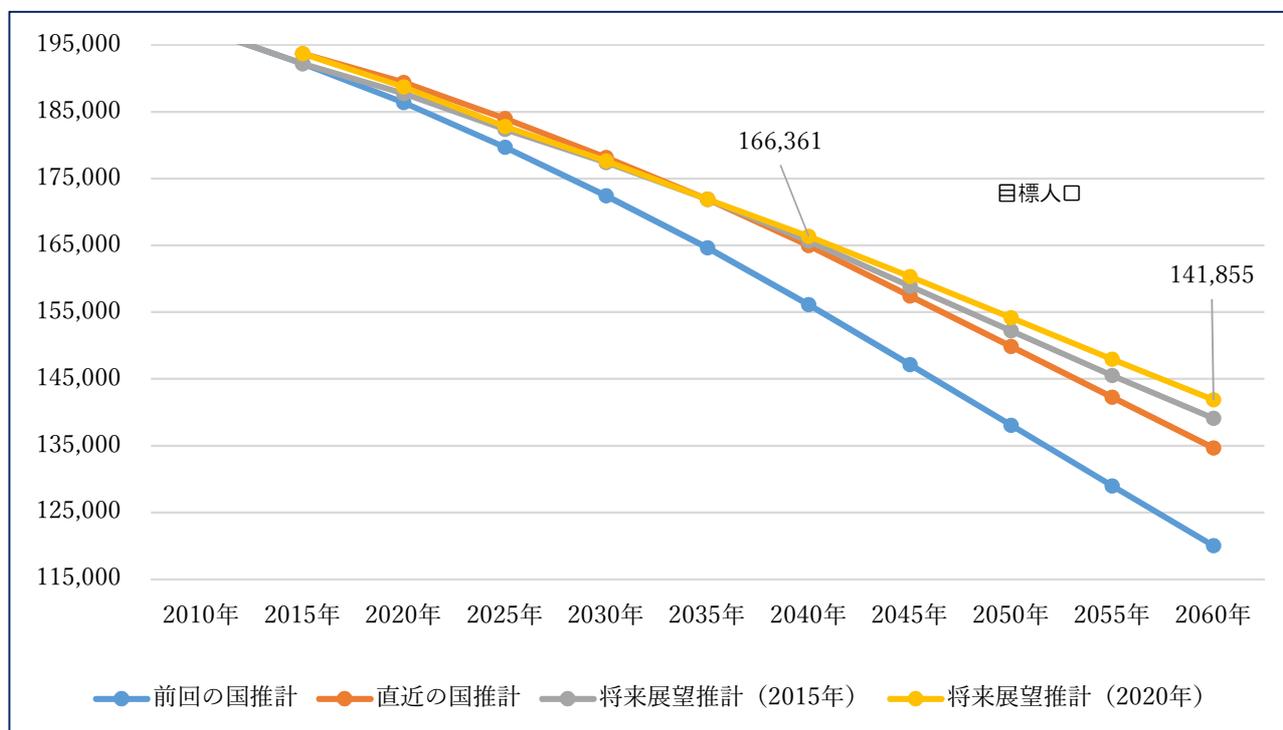
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国は平成 20（2008）年をピークに人口減少局面に入っています。令和元年の出生数は 86 万人と 1899 年の人口動態調査開始以降、初めて 90 万人を割ることとなり、残念ながら少子化に歯止めがかかっていません。

学校は、子どもたちが様々な人と出会うことにより、新たな考え方や価値観に触れたり、協力して課題を解決することを学んだりする場であり、少子化により児童生徒数が減少しても、一定の集団規模を保つことが求められています。このため、文部科学省より「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成 27 年 1 月 27 日) が出されたり、多くの自治体で学校規模の適正化への取り組みが進められたりしています。

小学校、令和 2（2020）年度、中学校、令和 3（2021）年度より実施の学習指導要領⁴では、「複雑で変化の激しい社会の中では、さまざまな情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置づけ、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力が必要となる」として、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「生きる力を育むこと」を求めています。このような取り組みを効果的に行い、子ども同士が「学び合い、高め合える」環境を保障していく必要があります。

3、本市の現状と課題

本市の人口も少子化や生産年齢人口の転出超過、自然減などにより平成 17（2005）年の国勢調査人口 20 万 1740 人をピークに減少傾向⁵となっています。

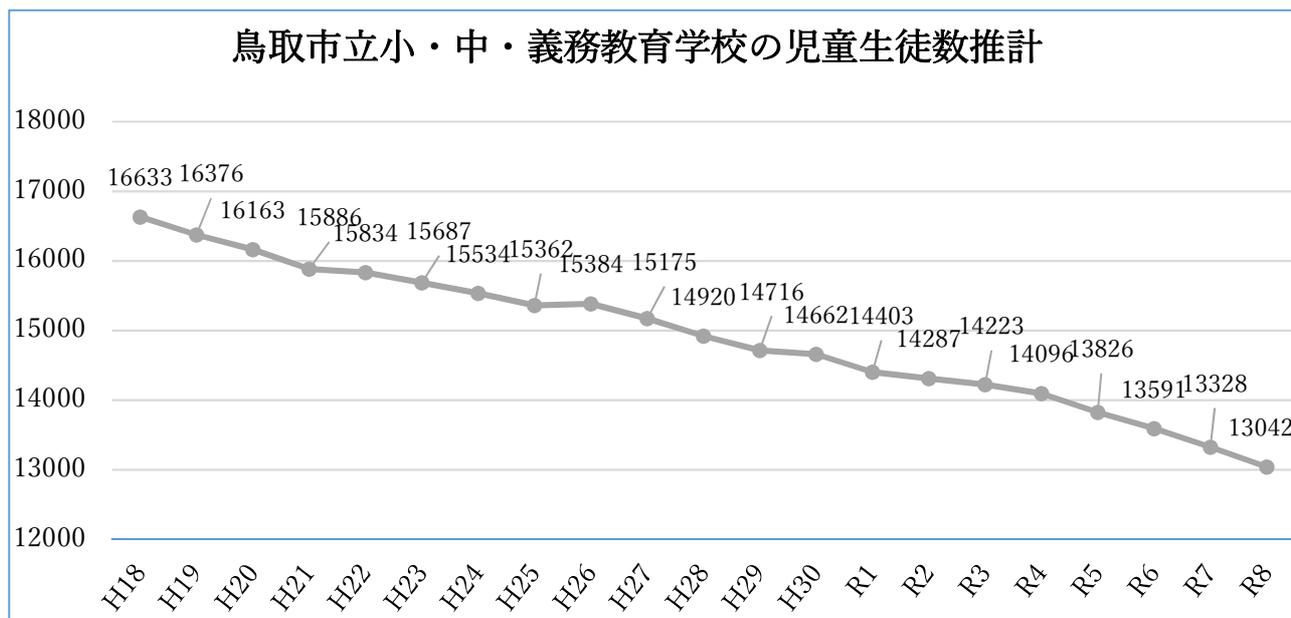


⁴ 全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、学校教育法に基づいて定められた基準。

⁵ 鳥取市人口ビジョン（本市の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる課題を市民と共有するとともに、今後、めざすべき将来の方向を提示するため本市において策定しているもの）より。

下記の図は、平成 18 年度から令和 2 年度までの鳥取市立の小・中学校の児童生徒数の実績値、令和 3 年度から令和 8 年度までの推計値を示したものです。

令和 2 年度の児童生徒数は 14,287 人であり、図から見て取れるように右肩下がりで減少を続けています。平成 18 年度から平成 28 年度の 10 年間の児童生徒数の減少率を見ると 10.3%減、同様に平成 28 年度から令和 8 年度の 10 年間の減少率を見ると 12.6%減になると見込まれ、今後ますます減少幅が大きくなることが予想されます。また、平成 18 年度から令和 8 年度までの 20 年間を見ると、21.6%減となる見込みです。



(備考)

- ※ R 2 までの実数は、毎年度 5 月 1 日現在の市立小・中・義務教育学校の児童生徒数
- ※ R 3 以降の入学児童数は、市内の未就学児童数から、鳥取大学附属小学校入学時募集定員 70 人/学年を差し引いた人数
- ※ R 3 以降の入学生徒数は、市立小学校からの進学児童数から、鳥取大学附属中学校入学時募集定員 70 人/学年・青翔開智中学校定員 40 人/学年を差し引いた人数
- ※ 住民基本台帳の数値を参考とする

(1) 学校が小規模化することの影響

上記のことから、本市には、1 学年につき 1 学級しかなく、クラス分けができない学校や、学級規模が基準以下で、複式学級⁶を設置することを余儀なくされている学校が複数存在し、また、その数も今後増加すると考えられます。小規模の学校には一般的に以下のような強みと課題があるとされています。

⁶ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）によると義務教育諸学校の学級編制基準は都道府県により定めるとされている。鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準（平成 31 年 2 月 7 日制定）において小学校複式学級の上限を 15 人、中学校複式学級の上限を 8 人、特別支援学級の上限を 7 人としている。基準以下となると 2 学年に 1 名の担任の配置となり、複数学年を 1 人の教員が行き来しながら進める授業を行うことになる。

① 小規模校の強み

- ・児童生徒一人一人に目が届きやすく、子どもたちの生活環境や、興味・関心を把握しながら、学習指導ができるなど、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・児童生徒にとって、意見や感想を发表或ししたり表現活動をしたりする機会が多い。
- ・運動場や体育館、特別教室などを余裕を持って使うことができる。
- ・教材、教具を一人一人に行き渡らせやすい。
- ・少人数で小回りが利くため、体験的な活動が充実させやすい。
- ・学校と地域の心理的距離が近く、地域、家庭の協力が得られやすい。

② 小規模校の課題

■ 1学級の人数が少ないことによる課題

- ・国の基準により、複式学級の設置が余儀なくされる。
- ・対話を通して多様な意見の中で学ぶ「主体的・対話的で深い学び」の実現に制約が生じる。
- ・班活動やグループ活動に制約が生じる。
- ・集団の中で自己主張をしたり、自己抑制をしたりする経験を積みにくい。

■ 学級が少ない、児童生徒数が少ないことによる課題

- ・クラス替えができないことで人間関係に配慮した学級編成ができない。
- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動が不足する。
- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ・学校全体として男女比の偏りが生じやすい。
- ・進学時の急激な人数の変化に対する児童生徒の不安が生じやすい。
- ・教育評価の妥当性、信頼性が得られにくい。
- ・各種調査(学力調査、体力テスト等)の集団の傾向や平均点等のデータが得られにくく、正規分布⁷しにくいいため、指導方法の工夫や改善が行いにくい。
- ・登校班の編成が困難となり、登下校中に天候が急変した場合や不審者への対応についての不安が生じる。

■ 学校運営上の課題

- ・学校が小規模化することにより、経験年数、専門性、男女比のバランスのとれた教職員配置がしにくい。
- ・主に技能系教科において、持ち時間数が少なく、一人の教員が複数の学校を掛け持ちするという状態が起きる。
- ・教職員定数の関係上、教職員が主任、主事等を複数担当することを余儀なくされ、教職員一人当たりの負担増につながることから、個々の教職員の専門性を活かした指導がしにくい。

⁷ データが平均値の付近に集積するような分布の仕方。グラフは左右対称な曲線になる。

したがって、小規模校の強みを最大化しつつ、デメリットを最小化する工夫が必要となります。しかしながら、学校の工夫だけではデメリットを補い切れない場合には、地域で学校のあり方について検討をする必要があります。

(2) 適正配置、地理的条件による課題

本市においては、以前より以下のような課題が生じている校区があることが指摘されています。

■通学等における安全上の課題

- ・居住地によっては、校区の学校への通学距離が最寄りの学校への距離より長かったり、大きな河川をはさんで校区が設定されていたりすることにより、緊急時や悪天候時の危機管理に課題がある校区があること。

■地域の生活実態や地区公民館と小学校区が合致していないという課題

- ・小学校区の境界が町界や主要な道路によらず複雑な形状になっていたり、公民館の区域が小学校区とは異なっていたりして、地域活動の面などでも改善が必要といえる校区があること。

■比較的狭い範囲に学校が近接しているといった課題

- ・中心市街地の空洞化に伴い、全体として児童数が減少しているあるいは減少が見込まれるエリアの中に、複数の小学校が近接しており、今後適正な規模を下回る校区があること。

(3) 社会情勢の変化にともなう課題

人口減少以外にもこれからの学校のあり方を考えるにあたって考慮すべき点は多くあります。

1つ目は、テクノロジーの進展です。情報コミュニケーションテクノロジー（ICT）の発達により知識が手軽に入手可能となっていくため、子どもたちは今後、学校という場や時間割を超えて、学ぶことが可能となります。知識の多くはインターネット上で獲得できる一方で、これからの教育は、AI にできない人間固有の付加価値である感性や想像力を人との関わりの中で育むことが必要とされます。

2つ目は、グローバル化です。子どもたちは将来、好むと好まざるとにかかわらず、海外で働いたり、外国の人と協働したりする場面が増えます。学校には多様な価値観を受け入れながら協調して物事をなしとげることができるグローバル人材の育成も課せられています。全国学力・学習状況調査において、本市の子どもたちは「外国への関心」という項目において全国より低い数値が出ています。

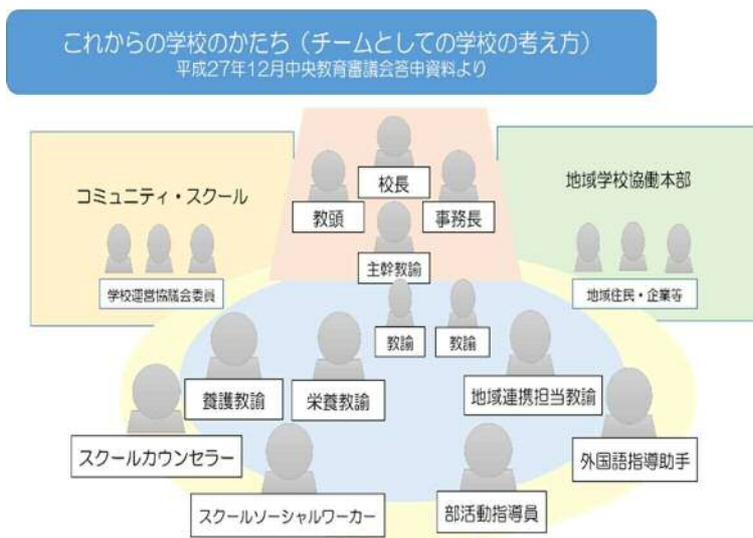
3つ目は家族形態の変化です。現在本市においても、約5割が「夫婦と未婚の子ども」からなる核家族であり⁸、兄弟・姉妹の数も少なくなっています。そのため、子どもが成長する過程で出会う仲間としての子ども、地域で接する大人の数が限定され、子どもの社会化を促す担い手が今後ますます不足することが予測されています。

⁸ 平成27年国勢調査より

4つ目には、学びを保障する点で個別に対応すべき課題を抱える子どもが増加していることが挙げられます。本市の不登校児童生徒の割合は全国より高い状態が続いているほか、全国的にも通常学級での学習に困難を抱える子どもなど、個別に支援を必要とする子どもが増加しています。

このような様々な時代の変化や本市独自の課題に対して学校は「チームとしての学校⁹」という考え方にそって解決をめざしていくことが求められています。

右の図は1つの例ですが、本市では、このほかにも、外国人等児童生徒教育活動支援員、基礎学力定着支援者、特別支援教育支援員、学校司書、特別非常勤講師等、多くの人材の力を借りて学校運営を行っています。



学校を取り巻く環境の変化としてもうひとつ取り上げなければならないのが、教員の経験年数の不均衡です。今後起こる大量退職の影響でかつてのように先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承ができにくくなってくるのが危惧されています。校内での適切な授業研究は教員の資質能力の向上の生命線ともいえるもので、平成27年の中央教育審議会答申¹⁰においても「国及び教育委員会等は、経験年数の異なる教員同士のチーム研修やベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員等を育成するメンター方式¹¹の研修等の先進的事例を踏まえた校内研修の充実を図る方策について検討する。」としています。

（４）新しく出てきた課題

令和3年1月に出された中央教育審議会答申¹²では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学び」としました。感染症対策の観点からは、少人数での学び、小規模の集団、ICTを活用した遠隔教育等、個別化されていればいるほど効果的であるのは言うまでもありません。一方で、協働的な学びが重視されたことにも留意する必要があります。先の答申では、現代のような複雑で予測困難な時代にあっては、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする力や対話や協働を通じて知識やア

⁹ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」答申 平成27年12月21日 中央教育審議会

¹⁰ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」答申 平成27年12月21日 中央教育審議会

¹¹ 人材育成の手法の1つで、メンターと呼ばれる経験者が経験の少ないメンティに対し手本を見せたり指導や支援をしたりする仕組み。学校においては、校内において複数の先輩が複数の初任者や経験の浅い教職員とチームを組んで継続的に交流し、信頼関係を気づきながら行われる。

¹² 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～ 令和3年1月26日 中央教育審議会

アイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力が重要であるとし、協働的な学びを重視しています。

そこで、本市においても「個別最適な学び」と「協働的な学び」がバランスよく実現できる教育環境を中長期に渡って実現していく必要があります。

このようなことから、将来の学校数の目安を算定する際、現在の国の基準である1クラス40人の上限（小学1年生は35人）ではなく、第14期校区審議会答申に即して「1クラス30人」を上限として算定する¹³こととします。

このように、今後の人口動態や社会情勢の変容にともなう課題解決のためには、ある程度の学校規模を確保することと学校の適正な配置を行うことが必要であると考えられます。

ただし、今後、議論を行っていくためには、どの程度の規模をもって適正と言えるのか市民の皆さんと基準を共有することと地域ごとの状況に関する情報を共有することが必要です。

したがって、次の章において、国の基準を紹介しつつ、本市の考える適正規模について現在の考え方を説明します。

¹³ 少人数によるきめ細やかな指導体制を計画的に整備するために令和3年2月に小学校の学級編成の標準を1クラスあたり40人から35人に段階的に引き下げるよう法律を改正することが閣議決定された。本県については、独自の基準に基づいて小学校1、2年生では30人、3～6年生では35人、中学校1年生では33人、中学校2、3年生では35人を上限としており、すでに35人学級が実現しているが、20年後を見通した場合、個に応じた指導の必要性はますます高まることが考えられることや、PTAを始めさまざまな関係団体からも将来的には30人以下を目指すべきといった要望が上がっており、今回の方針では30人学級を基準として将来の学級数を予測した。

Ⅲ 本市における学校適正規模・適正配置の基準

1、望ましい学校規模について

学校教育法施行規則には、小学校・中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると明記されています。

本市においても基本的にはこの基準に従うことが望ましいと考えますが、本市の場合、この基準以下の学校を一律に統廃合の対象とした場合、校区が大幅に拡大して、児童生徒の登下校の安全性に支障をきたすことや、地域コミュニティの拠点を喪失する可能性があります。そこで本市では、本市の実態に合った独自の基準を策定することとします。

(1) 現在の国の基準（学校教育法施行規則 第41条、79条の3）

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	12～18学級	18～27学級

(2) 本市における適正規模の基準（令和22（2040）年を想定）

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	9～18学級	9～27学級

※ただし、義務教育学校は複式学級を回避する人数が必要。

この基準により、現在、あるいは将来的に小規模の学校で課題となる点について、解決の方向性を以下のように整理しています。

◆児童生徒の社会性を育む教育環境の実現

- ・クラス替えができる学校規模により、児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる。
- ・学級の枠を超えた習熟度別指導や専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- ・特に中学校においては、部活動を中心とした課外活動で得られる達成感や社会性が人格形成にとって重要であることから、生徒のニーズに応じた多様な課外活動を可能とすることができる。

◆児童生徒への指導体制の充実

- ・充実した教員数の配置が可能となり、児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができたり、指導方法の工夫や改善にむけて、教員同士が相互に十分な意見交換ができたりする。
- ・学級担任制である小学校については、少なくとも各学年2学級の学校規模を確保することにより、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等についての相談、研究、協力などができる。
- ・教科担任制の中学校については、少なくとも各学年3学級の学校規模を確保することにより、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能となる。

- ・義務教育学校については、各学年1学級を確保し、なおかつ複式学級を回避するため、1学年15人以上を確保することにより、異学年交流や合同文化祭、6年生での部活体験を行うなど、義務教育9年間を貫く特色ある教育活動が展開できる。
- ・経験年数、専門性等バランスの取れた教員配置ができ、教員研修や相談体制が確保できることから、より充実した指導を行うことができる。
- ・義務教育学校においては、小・中の教員が同一校に勤務することにより、上学年において教科担任制をとるなど、専門性を活かした教育を行うことが可能となる。

◆学校運営の円滑化

- ・一定の教員数を確保することで、教員が児童生徒と向き合う時間を多く確保でき、役割を分担することで教員一人が担う負担を軽減することができる。
- ・少なくとも各学年2学級の学校規模を確保することで、教員が出張や研修で学校を不在にする場合でも、代替りの教員による授業を組むことができる。
- ・一定の人口規模を持った校区を設定することで、学校に関わる様々な支援を行うチーム、地域連携を行うための学校運営協議会、PTA組織等が各校単独で無理なく組織できる。

2、望ましい学校配置(適正配置)について

小・中・義務教育学校の配置については、鳥取市を5つのブロックに分け、ブロックごとの学校数の目安を児童生徒数の将来予測をもとに算出します。ブロック分けについては、鳥取市都市計画マスタープランにおける地域生活拠点を考慮しつつ、児童生徒の通学距離、通学時間、通学における安全面の確保に十分配慮することとします。

(1) 通学距離及び時間に関すること

通学距離・時間とも国の基準同様としますが、本市では義務教育学校に関する基準も加えます。ただし、通学時間については、公共交通機関の利用、スクールバス等の導入により適切な交通手段が確保できることを前提とします。

区分	国の基準	現在の鳥取市の基準	令和22(2040)年の目安
小学校	4km以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、おおむね「1時間以内」	国の規定である「小学校4km、中学校6km」を基に通学に要する時間を1時間以内として、交通手段や安全性も考慮しながら検討する	4km以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、おおむね「1時間以内」
中学校	6km以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、おおむね「1時間以内」		6km以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、おおむね「1時間以内」

義務教育 学校	6km以内をおおよその 目安としつつ、交通手 段を確保するなどし て、おおむね「1時間 以内」	策定していない
------------	---	---------

6km以内をおおよその 目安としつつ、交通手段 を確保するなどして、お おむね「1時間以内」

(2) その他適正配置に関すること

学校は地域コミュニティの拠点であり、災害時に避難所として活用されること、または地域の特性や歴史等に配慮しなければいけないことから、検討にあたっては特に次の点を考慮します。

- 可能な限り校区と自治会・公民館の区域が整合すること。
- 通学する学校より別の学校が近くにないこと。
- 通学の安全が確保されること。(交通量の多い大きな道路、大きな河川、橋、踏切等)

IV. ブロックの区分とブロックごとの学校数の目安

1. 基本的な考え方

- (1) 将来の児童生徒数をできる限り正確に推計するとともに、地域の生活実態に応じた学校のあり方を協議する組織を立ち上げることを推進するため(少子化への対応等は単独の学校での解決は困難であることから、同一エリアで複数校が集まって課題解決に向けて議論する必要があるため)鳥取市を5つのブロックに分けています。
- (2) ブロックの区分については、鳥取市のうち千代川以東の北側を北ブロック、千代川以東の南側を東ブロック、旧八頭郡を南ブロック、千代川以西を西1ブロック、旧気高郡を西2ブロックとしています。このブロック分けは、本市の人口分布、人口推移、行政区分、地域における各種団体の構成、地域住民の生活実態の基礎単位を考慮したものです。また、平成29年3月作成の「鳥取市都市計画マスタープラン」において定められた地域生活拠点にも配慮し、市の施策との整合を図っています。
- (3) 地域ブロックごとの学校数の目安は、次の検討結果に基づき示すこととします。
- ① 2040年のブロックごとの児童生徒数(3種類の方法にて推計)¹⁴を算出します。
 - ② 小学校12学級以上、中学校・義務教育学校9学級以上の規模を有する学校がいくつ必要か算出します。
 - ③ 通学距離や時間、地域ブロックの特性なども考慮し、無理のない学校数になっていないか総合的に検討します。
- (4) 人口推計は社会状況の変化により変動するものですので、定期的に見直すものとします。

¹⁴ ① 鳥取市全体の人口が減少し始めた平成17(2005)年度から令和2(2020)年度まで16年間の児童生徒数の年次推移をもとに、減少傾向を直線関数、指数関数、対数関数の3つに回帰させた上で、その中からブロックごとに最も適合度のよいものを選択しその回帰式にあてはめ、値を推計したもの。

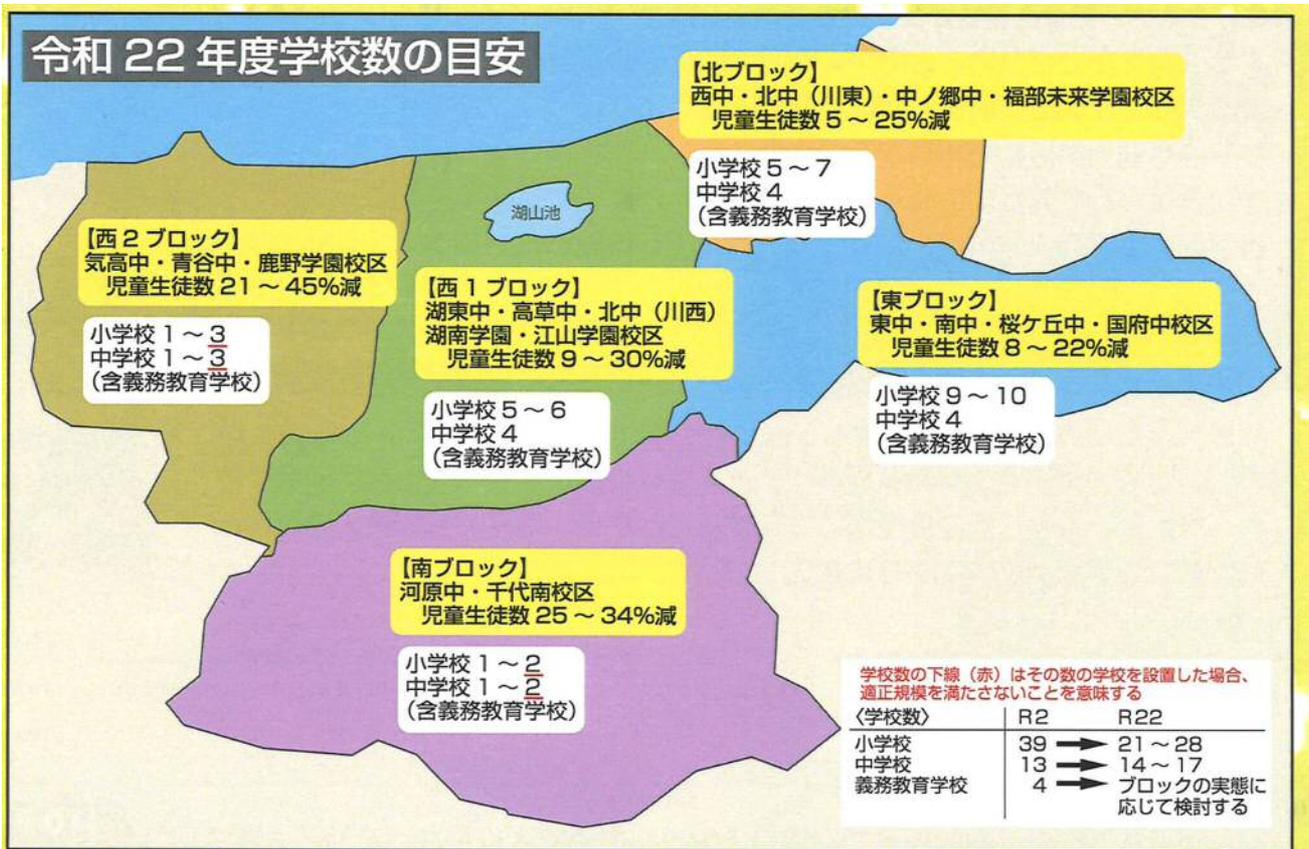
② ①について、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度の直近10年間の児童生徒数から推計したもの。

③ 直近2回分の人口データ(全国小地域別将来人口推計システムでは2005年と2010年の国勢調査の人口データ)から子ども・女性比とコーホート変化率という2種類の人口統計指標を算出し、これらが将来にわたって一定であるという仮定のもとで将来人口を推計したもの。(鳥取大学工学部社会システム土木系学科の福山研究室のご協力をいただいた。)

◆おおむね 20 年後を想定したブロックごとの学校数の目安

ブロック名 (現在の中学校区)	令和 2 (2020) 年			令和 22 (2040) 年	
	小学校	中学校	義務教育学校	小学校 (含義務教育学校)	中学校 (含義務教育学校)
北 (西中・北中(川東)・中ノ郷中・福部未来学園)	8	3	1	5 ~ 7	4
東 (東中・南中・桜ヶ丘中・国府中)	13	4	0	9 ~ 10	4
南 (河原中・千代南中)	5	2	0	1 ~ 2	1 ~ 2
西 1 (北中(川西)・高草中・湖東中・湖南学園・江山学園)	8	2	2	5 ~ 6	4
西 2 (気高中・青谷中・鹿野学園)	5	2	1	1 ~ 3	1 ~ 3
合計	39	13	4	21 ~ 28	14 ~ 17

◆ブロック分けの案(令和 22 年を想定)



2、それぞれのブロックについて

(1)北ブロック【西中・北中(千代川東)・中ノ郷中・福部未来学園校区】

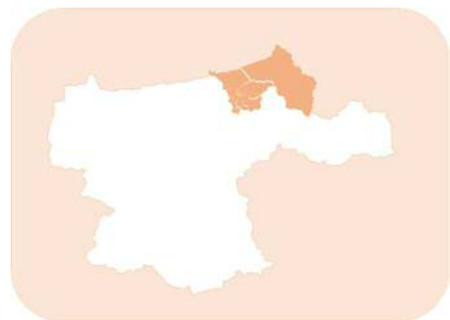
【児童・生徒数等の現状と推計】令和2(2020)年度→令和22(2040)年度

小学校	【R2】		【R22】		
	児童数	学級数	全児童数	全学級数	学校数
久松	269	10	1,800 ～ 2,300	60 ～ 78	5～7 <small>(含義務教育学校)</small>
醇風	271	11			
遷喬	109	6			
富桑	179	8			
城北(川東)	462	18			
明德	139	6			
浜坂	611	20			
中ノ郷	220	9			
福部未来学園(前期)	133	6			
計	2,393	94			

中学校	【R2】		【R22】		
	生徒数	学級数	全生徒数	全学級数	学校数
西	277	9	900 ～ 1,100	30 ～ 36	4 <small>(含義務教育学校)</small>
北(川東)	385	12			
中ノ郷	390	13			
福部未来学園(後期)	70	3			
計	1,122	37			

合計 3,515人

北ブロックは、各種都市機能が既に集積し、公共交通の利便性も高い千代川以東北側の市街地と、農業や観光業が盛んで、地域生活拠点にも指定されている福部地域を含むブロックです。現在マンションや戸建て住宅の建設が進んでいますが、今後、高齢世帯の増加や中心市街地の空洞化により、児童・生徒の減少も懸念されます。本ブロックにおいて、令和2年度時点で、適正規模を満たしていない学校が小学校において6校存在しています。



小学校においては、令和2年度の児童総数約2,400人に対して、令和22年度の児童総数が1,800～2,300人程度になることが推定されます。したがって現在の8校を5～7校に再編するとそれぞれが適正規模になります。中学校においては、令和2年度の生徒総数約1,100人に対して、令和22年度の生徒総数が900～1,100人程度になることが推定されます。4校の中学校を配置することが適正と考えられますが、生徒数の動向によっては適正規模を下回る可能性もあります。現在の義務教育学校は、地域生活拠点であること、中心市街地の学校が比較的近接していることなどを考慮しながら、児童・生徒が将来的に適正な規模の学校へ通学できることもブロック全体で検討されることが望まれます。

(2)東ブロック【東中・南中・桜ヶ丘中・国府中校区】

【児童・生徒数等の現状と推計】 令和 2（2020）年度→令和 22（2040）年度

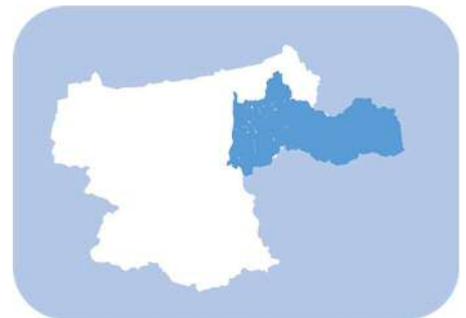
小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
修立	247	11	➔	3,000 ～ 3,500	102 ～ 120	9～10 (含義務教育学校)
日進	243	11				
稲葉山	197	7				
美保	616	20				
倉田	108	6				
面影	411	15				
米里	169	6				
津ノ井	219	11				
岩倉	478	17				
美保南	558	19				
若葉台	229	11				
宮ノ下	278	12				
国府東	79	6				
計	3,832	152				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
東	416	12	➔	1,500 ～ 1,700	51 ～ 57	4 (含義務教育学校)
南	722	22				
桜ヶ丘	526	17				
国府	213	7				
計	1,877	58				

合計 5,709 人

東ブロックは、千代川以東の南側のブロックで、商業地区、工業地区、住宅地区を含み校区により、人口が増える地域や大幅に減少する地域を抱えるブロックです。本ブロックにおいて、令和 2 年度時点で、適正規模を満たしていない学校が小学校 8 校、中学校 1 校存在しています。

小学校においては、令和 2 年度の児童総数約 3,800 人に対して、令和 22 年度の児童総数が 3,000～3,500 人程度になることが推定されます。したがって現在の 13 校を 9～10 校に再編するとそれぞれが適正規模を維持できます。中学校においては、令和 2 年度生徒総数約 1,900 人に対して、令和 22 年度の推定生徒数が 1,500～1,700 人程度となり、4 校の中学校を配置することが適正と考えられますが、国府中学校校区の小・中学校の小規模化が進むようであれば、児童・生徒が将来的に適正な規模の学校へ通学できることもブロック全体で検討されることが望まれます。



(3)南ブロック【河原中・千代南中校区】

【児童・生徒数等の現状と推計】 令和 2（2020）年度→令和 22（2040）年度

小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
河原第一	214	8	➔	310 ～ 370	12 ～ 18	1～2 <small>(含義務教育学校)</small>
西郷	29	4				
散岐	70	6				
用瀬	146	7				
佐治	38	4				
計	497	29				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
河原	158	6	➔	180 ～ 190	6 ～ 9	1～2 <small>(含義務教育学校)</small>
千代南	94	3				
計	252	9				

合計 749 人

南ブロックは、本市の南側の中山間地域に位置し、総合支所周辺に主要施設が集まりつつも、住民の居住地は広く点在しています。本ブロックにおいて、令和 2 年度時点で、適正規模を満たしている学校はなく、複式学級がある小学校が 2 校存在しています。



小学校においては、令和 2 年度の児童総数約 500 人に対して、令和 22 年度の児童総数が 310～370 人程度になることが推定され、このブロックで 1 校を存続することで適正規模が維持できます。中学校においては、令和 2 年度の生徒総数約 250 人に対して、令和 22 年度の生徒総数が 180～190 人程度になることが推定されます。

一方、地域生活拠点が 3 つあり、西郷小学校・散岐小学校・佐治小学校の小規模化については、第 14 期校区審議会答申「鳥取市立学校の配置及び校区の設定について」（令和 2 年 10 月 12 日）において、早急に議論が必要な学校区とされています。

一部検討組織が立ち上がっている学校もありますが、ブロック全体での解決が必要なため、ブロック協議会等の立ち上げを行う必要があります。

(4)西1ブロック【北中(千代川以西)・高草中・湖東中・湖南学園・江山学園校区】

【児童・生徒数等の現状と推計】令和2(2020)年度→令和22(2040)年度

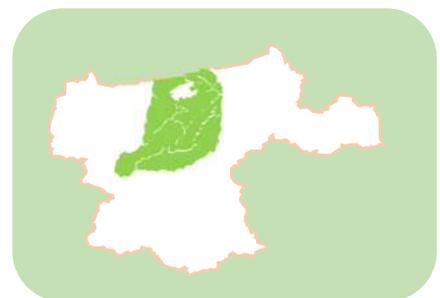
小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
城北(川西)	115	6	➔	1,500 ～ 2,000	54 ～ 66	5～6 (含義務教育学校)
賀露	313	12				
大正	150	6				
東郷	29	4				
明治	29	4				
世紀	329	12				
湖山	412	15				
末恒	263	12				
湖山西	288	12				
湖南学園(前期)	91	6				
江山学園(前期)	137	6				
計	2,156	95				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
北(川西)	43	3	➔	700 ～ 1,000	27 ～ 33	4 (含義務教育学校)
高草	263	9				
湖東	637	19				
湖南学園(後期)	51	3				
江山学園(後期)	90	3				
計	1,084	37				

合計 3,240 人

西1ブロックは、千代川以西北側のブロックで、北部は商業が盛んで、住宅地も増加しています。一方南部は今後、大幅な人口減少が危惧されます。

小学校においては、令和2年度の児童総数約2,200人に対して、令和22年度の児童総数が1,500～2,000人程度になることが推定されます。中学校においては、令和2年度の生徒総数約1,100人に対して、令和22年度の生徒総数が700～1,000人程度になることが推定され、推計に幅があるブロックです。現時点では、小学校(義務教育学校前期課程)を5～6校、中学校(義務教育学校後期課程)を4校程度に再編することで将来的に適正規模が維持できます。



今回のブロック分けでは、千代川を境に城北小学校区が東西に分かれましたので、おおむね 10 年後を目安として、千代川以西に居住し、城北小学校、北中学校に通学している児童生徒は、千代川西側の小中学校に通学するか、学校を新設するかして新しい校区を編制する必要があります¹⁵。

また、明治小学校、東郷小学校の小規模化については、第 14 期校区審議会答申「鳥取市立学校の配置及び校区の設定について」（令和 2 年 10 月 12 日）において、早急に議論が必要な学校区とされています。

以上のことを踏まえると、ブロック全体での話し合いが必要なため、ブロック協議会等の立ち上げを行う必要があります。

¹⁵ 千代川以西エリアを上記の案とした経緯については資料編をご参照ください。

(5)西2ブロック【気高中・青谷中・鹿野学園校区】

【児童・生徒数等の現状と推計】令和2（2020）年度→令和22（2040）年度

小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
宝木	71	5	➔	380 ～ 570	18 ～ 24	1～3 <small>(含義務教育学校)</small>
瑞穂	47	5				
浜村	227	11				
逢坂	30	4				
青谷	181	8				
鹿野学園(前期)	153	7				
計	709	40				

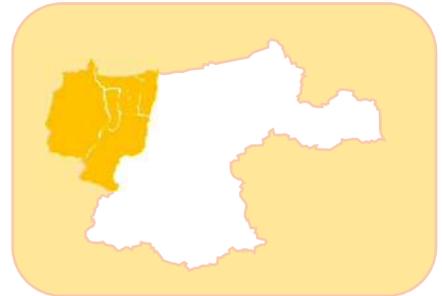
中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
気高	184	6	➔	220 ～ 290	9 ～ 12	1～3 <small>(含義務教育学校)</small>
青谷	105	4				
鹿野学園(後期)	76	3				
計	365	13				

合計 1,074 人

西2ブロックは、気高・青谷・鹿野がそれぞれ本市マスタープランの地域生活拠点に指定されています。過疎化による急激な人口減少が進んでおり、令和2年度時点で、小学校3校に複式学級が存在します。

小学校においては、令和2年度の児童総数約710人に対して、令和22年度の児童総数が380～570人程度になることが推定されます。中学校においては、令和2年度の生徒総数約370人に対して、令和22年度の生徒総数が220～290人程度となることが推定されます。これを踏まえて気高中学校区においては、4小学校の統合に向けて地域で協議されていますが、他の中学校区でも大幅な児童生徒数の減少が想定されますので、3つの地域生活拠点にも配慮しながらブロック全体で児童・生徒が将来的に適正な規模の学校へ通学できるよう検討されることが望まれます。

気高中学校区の小学校については、第14期校区審議会答申「今後の気高中学校区の小学校のあり方について」（令和2年10月12日）において、「逢坂小学校、宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校の4校は、気高地域の中長期的な姿を見据え、新設統合すること。」とされました。本市としても、4小学校区の検討組織の要望書の内容を踏まえ、早期に新設統合に向け、学校と保護者、地域が一体となった検討組織を設置し、すみやかに協議を進めることとします。



V 適正規模・適正配置の実現に向けた今後の取り組みについて

1、これまでの取り組み

(1) 市民意見の聞き取り

- ・パブリックコメントを募集（令和2年12月14日～令和3年1月22日）
- ・鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針（素案）説明会
市内10か所、地域振興会議、自治連合会、公民館長会等、関係各所で合計15回

(2) パブリックコメントへの回答を公表

令和3年2月

(3) 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針（本案）策定

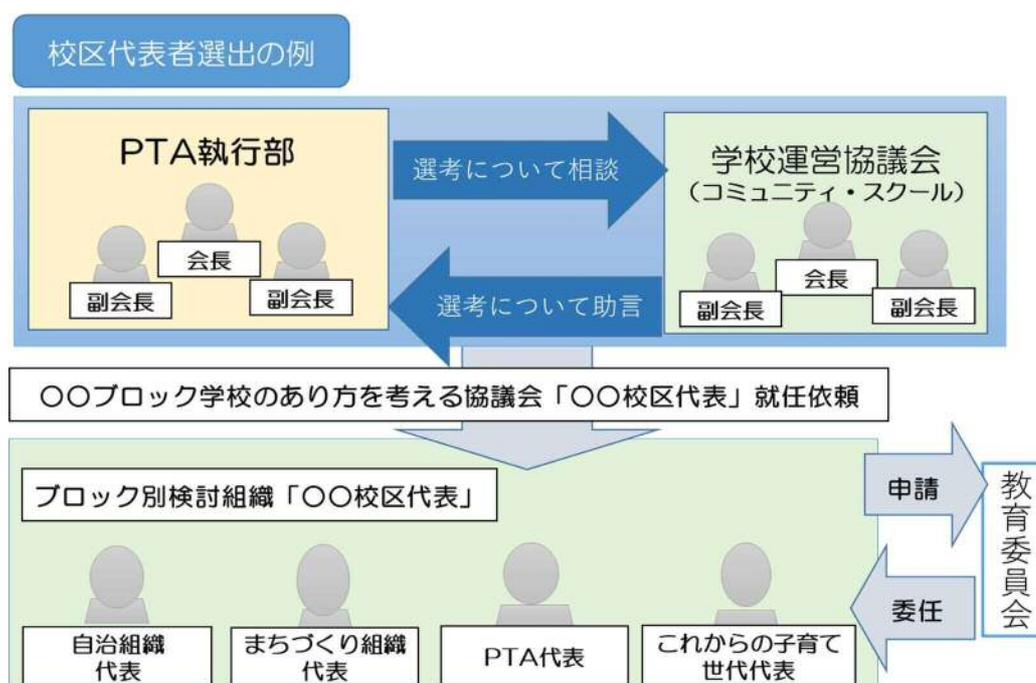
令和3年3月

2、地域協議の進め方

(1) 各小学校区代表の選出

これからの学校のあり方についての課題は、まちづくりの課題と密接に関係し、校区をまたいだ課題であることも多くあります。また、学校の小規模化への対応等は単独の学校での解決は困難であることから、同一エリアで複数校が集まって課題解決に向けて議論する必要があります。そこで、地域での協議を行うには各校区からの代表者で構成される「ブロック別協議会」でおこなうこととしますが、ブロックでの協議を進めるために、まずは、各小学校区から保護者の意見、地域の意見を集約できる立場の方に出席していただく必要があります。この方を「校区代表」とします。校区代表は議論の性格上、現在の保護者代表、地域の自治組織の代表、校区にお住いの未就学児保護者代表の方などから構成される必要があります。代表の選出にあたっては、学校運営協議会において協議する、学校のあり方を考える会

を組織した上で選出する、PTA執行部が区長会等に出向きお願いをする等の方法があります。地域によって自治組織の形態は様々ですので実態に合った選出方法が必要です。いずれにせよ、学校のあり方に関わる問題ですのでPTAを中心として「校区代表」の選出を進めていただきます。



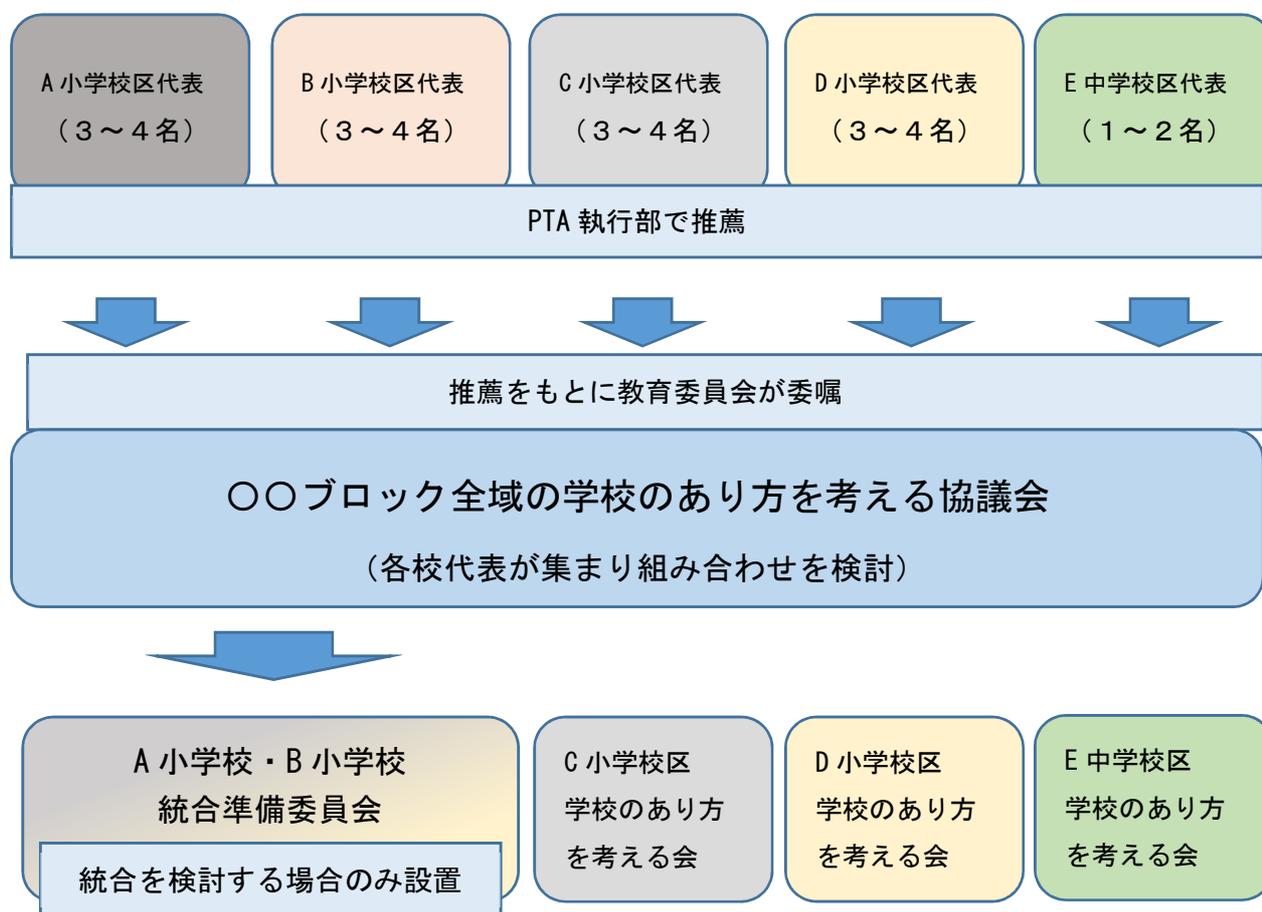
(2) ブロック別協議会の開催

基本方針策定後、教育委員会によるブロックごとの説明会を開催し、児童生徒数推計や学校規模の見通し等について説明を行い、学校規模の課題や議論の必要性について理解をしていただきます。

その後、地域の代表、保護者の代表等からなる協議会（ブロック別協議会）を設置していただきます。ブロック別協議会が主体となり意見交換会やアンケート調査を実施し、ブロック内の学校の将来像について合意形成を図ります。協議会で学校統廃合の検討が必要と判断した場合は、協議会において、学校の組み合わせを決定します。

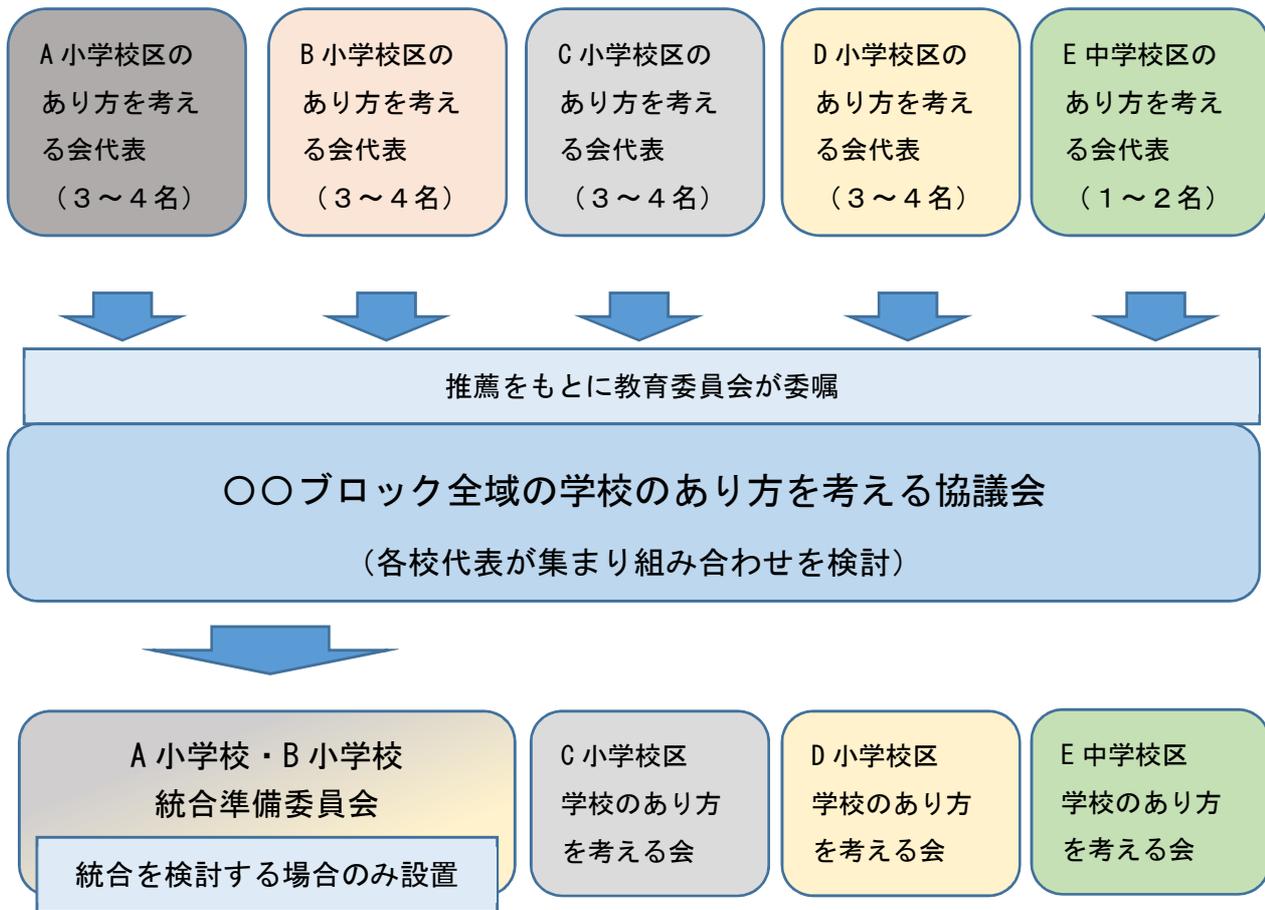
統廃合の検討を行う場合は、関係者で集まり統合準備委員会を立ち上げます。その後、統合の方法、スケジュール等について話し合い、意見書を取りまとめて提出いただきます。

例1 「学校のあり方を考える会」未設置の地域



PTAを中心として、各小学校区の代表を選出していただき、ブロック協議会を開催します。統合の検討が必要となった場合は、準備委員会を設置します。統合の検討が必要でない場合も、中長期的に校区の学校のあり方を考えるための組織づくりを行い、定期的に他の校区との情報共有を行います。

例2 「学校のあり方を考える会」が既に設置されている、及び設置予定の地域



「学校のあり方を考える会」のなかから代表を選出していただき、ブロック協議会を開催します。統合の検討が必要となった場合は、準備委員会を設置します。統合の検討が必要でない場合も、中長期的に校区の学校のあり方を考えるために、定期的に会を持ち、他校区との情報共有を行います。

3、今後の取り組み

令和3年度 基本方針説明 リーフレット発行 地域組織設立準備期間 (周知期)

教育委員会において『「学校のあり方を考える会」立ち上げの手引き』作成

令和4年度 ブロック別協議会委員任命・第1回ブロック別協議会開催 (立ち上げ期)

令和5年度以降 定期的にブロック別協議会開催

○ブロック内にすでに複式学級が存在するブロックについては(西1・南)は前倒しして協議を開始。

4、ブロック別協議会設置における留意事項

(1) 協議会の立ち上げ

- ・基準に満たない校区は一律に統合等を前提に検討するのではなく、小・中学校が地域コミュニティの中心的な役割や機能を有していること、また地域防災の拠点となっていることも踏まえ、地域住民による協議会を立ち上げ、保護者や地域住民の学校に対する思いに配慮して議論を進めていく必要があります。
- ・本基本方針はおおむね 20 年後の学校や地域の姿を想定して議論を開始するものであり、性急に学校の配置等を検討するのではなく、まずは地域の現状把握を進めることが大切です。ただし、早急に議論が必要となる学校区においては教育委員会との連携の下、早い段階でブロック別協議会を設置することとします。

(2) 協議会での議論

- ・協議会は、地域代表や保護者代表だけでなく、未就学児の保護者や今後地域を担う若者など、幅広い人材から構成され、ブロック全体の学校のあり方について検討を行います。
- ・過小規模¹⁶の学校であっても廃止を前提とするのではなく、分校形式で学校を残し、必要に応じて本校に集まり学習を行ったり、インターネット通信を活用した学習を行ったりするようなスタイルを検討するなど、時代の変化に合わせた学校のあり方の検討も必要です。

(3) 地域住民への丁寧な説明

- ・今後の学校のあり方について検討する際には、地域の住民の皆さんからの意見聴取やアンケートを実施するなど、丁寧な議論の下に統廃合の是非が検討されることが望まれます。
- ・協議会は、教育委員会と連携して、地域住民への説明の機会を設定するなどし、議論の過程が明らかになるような工夫をすることが望まれます。
- ・教育委員会は要望に応じていつでも説明・支援等を行います。

5、小規模校転入制度

本市には他の校区の児童・生徒であっても地域の特色や小規模のメリットを生かした教育が受けられるように、一定の条件のもとに入学や転学を認める「小規模校転入制度」があります。今後の実施校については、状況を見極めながら全市的な視点で検討します。

¹⁶ 文部省助成課「これからの学校施設づくり」昭和 59 年作成による分類によると、小・中学校において 6 学級未満を過小規模と分類している。

未来を担う子どもたちのために

この度の「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針」の副題を「新しい学校のあり方を考える」としました。この方針を策定した令和3年3月は、東日本大震災から10年、そして新型コロナウイルス感染症拡大防止のために全国一斉臨時休校が行われてからちょうど1年という節目の時期です。

こうした災禍は、社会構造の中に隠されていた不平等をあらわにする側面と、その被害自体が不平等を作り出す側面があるということを歴史が証明しています。国の中央教育審議会においても、この度の臨時休校において最も心配されたのが、家庭の社会経済文化的背景（Economic, Social, and Cultural Status）の格差がある中で、子どもたちの学力格差が広がるのではないかとということや、生活習慣の乱れにともなう心身の健康課題が深刻化するのではないかとということでした。

実際に本市の子どもたちも、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大きな節目となる大切な卒業式が規模を縮小しての開催となったり、楽しみにしていた修学旅行や校外学習、運動会などの行事はことごとく中止となったりして、本当に悲しい思いをしました。試合やコンクールを目指して日々打ち込んできた部活の大会が中止となり、涙した子どもも多かったと思います。しかしながら、本市の子どもたちは不平を言うどころか、むしろこの状況で出来ることを模索してくれた保護者や教職員に対しての感謝の言葉を述べ、この春、たくましく巣立っていきました。どのような状況にあっても自分を律し、それぞれの立場を尊重する教育が子どもたちの心を育てている証でもあります。自分を律する心、自分と違う立場を尊重する精神は、多様な友達や大人との関わりから育まれます。こうした教育を持続するためにも、学校規模の維持や教育環境の充実は、我々大人社会の使命です。

今回の基本方針で大切にしたいこととして「未来を担う子どもたちのために、教育の機会均等や水準の維持・向上」を挙げました。少子化は目に見えにくい分、社会が一致団結して解決に乗り出すことが難しいですが、生まれた環境や通う学校によって、受けられる教育の形態や出会う友達の数、通学の安全性などに大きな差が生じることは避けなくてはなりません。一定の基準を設けつつも地域の実態に応じた議論をする必要があります。方針のなかで「地域での責任ある議論を重視する」としたのもこのためです。

市としても学校の小規模化に対して安易に解決策を提示するのではなく、地域をよく知る方の知恵をお借りしながら議論をすすめたいと考えています。本市の将来を担う子どもたちのために、早期に議論を開始していただくことを重ねてお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、本方針策定にあたってご意見をいただいた皆様に感謝申し上げます。

鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針

～新しい時代の学校のあり方を考える～

発行年 令和3年3月

発行 鳥取市教育委員会教育総務課校区審議室

〒680-0047 鳥取市幸町71番地

TEL0857-30-8405 FAX 0857-20-3952

URL:<http://www.city.tottori.lg.jp/> E-mail kokushingi@city.tottori.lg.jp